

ID: 3011

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

処分の概要	違反に係る貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等の除却又は除却の命令		
法令名 根拠条項	屋外広告物法 第7条第4項		
法令番号	昭和24年法律第189号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条第4項の規定による。 (違反に対する措置)</p> <p>第7条</p> <p>4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。</p> <p>(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。</p> <p>(2) 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日